

平成29年11月10日

佐世保市建設工事登録業者 各位

佐世保市契約監理室契約課

解体工事に係る入札参加資格等について（お知らせ）

建設業法の改正により、建設業の許可に係る工種区分に平成28年6月1日から「解体工事業」が追加され、施行日時点で「とび・土工・コンクリート工事業」の許可を受けている業者については、平成31年5月31日まで経過措置が設定されました（詳しくは、国交省ホームページをご確認ください。）。

本市における今後の解体工事に係る入札参加資格等については、下記のとおり取り扱いますのでお知らせします。

記

- 1 平成31年4月1日以降に発注する解体工事は、本市の「解体」の登録業者が対象となります。

解体工事の入札に参加希望の方は、以下のとおり本市の登録工種「解体」に登録が必要です。

- 2 解体工事業の建設業許可を取得し、経営事項審査（以下「経審」という。）を受審してください。  
※ 本市では、「解体工事業」に技術者が配置されていないと「解体」に登録できません。また、完工高によっては、入札に参加できない場合があります。
- 3 入札参加資格申請（新規又は更新）時に、「解体工事業」について経審を受審した経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書（以下「経審結果通知書」という。）を提出してください。  
※ 更新の場合、解体に追加登録するためには、併せて変更届の提出が必要です。
- 4 平成30年度に本市に提出される経審結果通知書を含む更新書類に基づき、平成31年4月1日以降、「解体」に登録されます。  
※ 平成31年4月1日以降も随時、工種の追加は可能です。必要書類の提出月の翌月から「解体」に登録されます。
- 5 「解体」については、格付は行いません。

以上

※ 国交省ホームページ

[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk1\\_000124.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000124.html)

【問い合わせ先】

佐世保市契約監理室契約課（工事担当）

TEL：0956-24-1111（内線 3202～3204）

FAX：0956-25-9624